

基幹統計調査の承認の状況

(令和元年 10 月 1 日～10 月 31 日分)

令和元年 11 月 27 日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
海面漁業生産統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 令和 2 年調査の実施から、令和元年 7 月より商業捕鯨が再開されたことに伴い、調査実施によらず、行政記録情報である漁業成績報告書等を利用して集計を行う漁業種類に「大型捕鯨業」及び「母船式捕鯨業」を追加	R 1 . 10 . 9
人口動態調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 一部の都道府県からの調査票の報告漏れが明らかになったことを受け、過去の年次推移データも含めて報告データを修正・確定する必要性が生じたことにより、集計用プログラムの確認・修正、データ確定、結果表作成・確認等の作業に要する時間を確保するため、平成 30 年調査結果の年報(確定数)の公表期日を令和元年 9 月から 12 月に変更 (※) 本件の承認に当たっては、令和元年 9 月に開催された統計委員会において、厚生労働省から状況報告済み。	R 1 . 10 . 11

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第 9 条第 4 項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。